

函館市監査公表第18号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年9月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 出村 ゆかり

函館市監査委員 道畑 克 雄

函 恵 地
令和 7 年 (2025 年) 9 月 4 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	恵山支所		
監査の種類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 (行政監査)		
監査等実施期間	令和 6 年 8 月 30 日～令和 7 年 3 月 25 日	提出日	令和 7 年 5 月 13 日
監 査 項 目 等	ソーシャルメディアを活用した情報発信について		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
<p>ア 運用開始後、長期間投稿がされていないアカウントについて</p> <p>函館市経済部企業立地担当 (X) は、運用開始年度 (令和 3 年度) に 2 件投稿したのみで新たな投稿がされておらず、また、函館市恵山支所産業建設課 (YouTube) は、運用開始時 (令和 4 年度) に 1 件投稿したのみで新たな投稿がされていないとともに、登録者数も 7 人という状況であった。</p> <p>このように、ソーシャルメディアが十分に活用されていないのであれば、アカウントを廃止するとともに、今後、当該アカウントで発信しようとしていた情報発信が必要な場合は、市のホームページや函館市公式 LINE (LINE) 等の認知度の高い他のアカウントを活用するなど、工夫をしながら別の方法で情報発信することを検討されたい。</p>			
措置内容, 対応・考え方			
<p>函館市恵山支所産業建設課で運用している YouTube につきましてはアカウントを廃止し、これまで発信していた情報は、はこぶら公式チャンネルの YouTube へ移行することといたします。</p> <p>また、今後のソーシャルメディアの活用については、函館市恵山支所産業建設課の X や函館市公式観光情報サイトの X を活用することといたします。</p>			